臨遺跡集落モデルとしての 奈良県明日香村の遺跡と集落の暮らし ―サッカラ村の今後を考えるための方向性の提示―

徳勢 貴彦 * 岡 絵理子 **

Life in Archaeological Sites and Settlements in Asuka Village as a Model Case for Managing Settlements Adjacent to Archaeological Sites: A Proposal for the Future of Saqqara

Takahiko TOKUSE* and Eriko OKA**

[Abstract]

This study reviews the history of and people's attitudes to the archaeological sites and settlements in Asuka village, Nara prefecture. Because of its structural similarities, Asuka village offers useful insights for the future of Saqqara, a settlement adjacent to an archaeological site, regarding the appropriate management of the archaeological site and the settlement in relation to each other. In Asuka Village, where archaeological sites and the landscape of settlements have been viewed integrally, creative heritage management and utilization have been promoted by means of urban planning methods through the preservation of archaeological sites and the creation of a landscape that fits as the sites' background. Moreover, the Program for the Development of the Living Environment and Industrial Infrastructure in Asuka Village was formulated, which has led to the administration of projects aimed at stabilizing residents' lifestyles and the establishment of the Asuka Village Development Fund. The local government, residents, scholars, and people knowledgeable in culture and the arts have been involved in the preservation process in various ways. Those in charge of the future of Saqqara should learn from Asuka by viewing the settlement and the archaeological site as one integrated landscape and by developing the living environment and the infrastructure of the settlement while preserving the archaeological site.

(Faculty of Environmental and Urban Engineering, Kansai University, Japan)

^{*} スペースビジョン研究所 (Research Institute of Spacevision, Inc., Japan)

^{**} 関西大学環境都市工学部

1 はじめに

古代遺跡などの重要な遺跡に程近い集落、あるいは遺跡の上に形成された集落では、遺跡が発見される以前は農地や畑地として生業の場であったところが、発掘現場となってしまうことがあり、現在の集落の暮らしと遺跡の関係はどちらが優位とするのも難しい場合が多い。また、遺跡の発見により生業そのものが変化する場合もある。遺跡の発掘そのものが集落に暮らす人々の生業となる場合もあるからである。このような集落では、遺跡発掘がほぼ終了すると、遺跡を観光資源として整備し、観光が地域の産業となることも考えられる。このような集落を臨遺跡集落とよんでいる。

エジプトのカイロからおよそ 17km に位置するサッカラ村は、サッカラ遺跡の臨遺跡集落であり、またカイロの郊外集落でもある。サッカラ村は従来から、カイロの近郊農業の産地として、また地域の野菜や果物の集散地として市場が形成されてきた。近年はカイロへ通勤通学する人々の郊外居住地として、市街地の急激な拡大がみられる。一方でサッカラ村の旧集落居住者はこれまで農業を生業としていたが、遺跡発掘をサポートする仕事に従事する者も増えている。

サッカラ遺跡と臨遺跡集落サッカラ村の関係について、既往研究で明らかにした点を下記にまとめる。

- 1) サッカラ村の居住者にとってサッカラ遺跡は働く場であり、人々は遺跡発掘を行う諸外国のプロジェクトチームやエジプト政府、カイロの観光業社に仲介人をとおして雇用されている。
- 2) サッカラ遺跡では、世界的にみても最先端の技術を駆使し、遺跡の発掘や保存がされているが、サッカラ村の基盤整備ははなはだ不十分で、廃棄物の処理、上水、下水の設備すら十分に整っているとは言いがたい。
- 3) サッカラ遺跡を見学する観光客は、エジプトのイメージを具現化した建物を建てているカーペット スクールへ立ち寄ることはあっても、実際のエジプト人の生活の場であるサッカラ村に立ち寄ることはなく、サッカラ村の存在すら知らない。
- 4) サッカラ村は、ナイル川氾濫原のエジプト集落の古い村(カルヤ型集落)の特徴をよく残している 集落で、その空間構造、住まい、村、村の信仰などは伝統的な習慣を引き継いでいる。しかし、旧 集落は、自動車が入らないなどの理由で高齢者が多くなり、空き家や空き地も増えている。
- 5) サッカラ村の空間構造は外国人にとって大変興味深く魅力的であるが、特に公私の空間的ヒエラル キーは外部のものにとってわかりにくく、また村の居住者も外国人に慣れていない。

サッカラ村では、臨遺跡集落であるにもかかわらず、遺跡が隣接することにより生じる地域性、地域への誇りが、地域の人々の意識には芽生えておらず、遺跡とともに生きる村とは言いがたい。そこで、同様の臨遺跡集落である事例から、臨遺跡集落のあり方を考察するのが本論文の目的である。

奈良県明日香村は、サッカラ村同様王の墳墓の集積した飛鳥遺跡に隣接している臨遺跡集落である。 これまで、国の経済的支援もうけながら、行政が主導的ではあるが、住民の手による観光も行なう一方、 飛鳥遺跡にふさわしい景観の創造につとめており、遺跡と村が一体となった臨遺跡集落の事例である。 本研究は、飛鳥遺跡と明日香村の関係を経年変化でとらえ、現在に至るまでの過程を分析することにより、サッカラ村の今後を考える手がかりを得ることを目的としている。

2 飛鳥遺跡の概要

明日香村の位置する飛鳥地域は、推古天皇2年(594年)に推古天皇が豊浦宮に即位してから、持

統天皇8年(694年)に持統天皇が藤原宮へ遷都するまでの約100年間、日本の首都として、各天皇が宮殿を置くほか、多くの古墳や寺院が築造され、古代日本の政治・文化の中心として栄えた地域である。そのため、現在、飛鳥地域には、伝飛鳥板蓋宮跡や豊浦宮跡などの宮跡、石舞台古墳や高松塚古墳などの古墳、檜前寺跡や川原寺跡などの寺院跡をはじめとした数多くの歴史・文化遺産(以下、「飛鳥遺跡」という)が広く分布している。これらの飛鳥遺跡は、周囲の山や川、農地、集落と一体となって、わが国のふるさと的農村景観をつくりだすとともに、「万葉集」に歌われた詩歌を通じて往時の風情を感じられる美しい心象景観をつくりだしている。

首都が飛鳥の地を離れた後にも、嶋宮や小墾田宮、橘寺や川原寺、飛鳥寺などの一部の宮や寺院は存続していたが、中世になるとこれらも相次いで失われ、飛鳥地域の風景は大きく変化していった。周囲の山や川は古代からの地理・地形を受け継ぐものの、宮跡や寺院跡などの上には農地が形成され、集落が営まれ、人々の生活の場となっていった。そして、現在の飛鳥地域は、地下に存在する「いまは見えない」遺跡群と、地上の「見える」歴史文化遺産や自然的環境、人文的環境とが一体となって形成されている(Fig. 1)。そのため、明日香村の各集落は、「臨遺跡集落」の性格を有するとともに、遺跡と共存する集落「共遺跡集落」としての性格を併せもっている。そして、このことが、行政(国、県、村)や住民と飛鳥遺跡との関係を大きく特徴づけてきた。

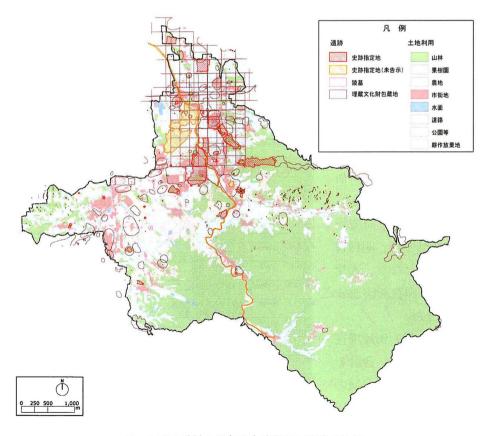


Fig. 1 明日香村の現在の土地利用と遺跡の分布

3 飛鳥遺跡の保存・活用の経緯

飛鳥遺跡の保存・活用の経緯は、「遺跡の発掘と保存・整備」「歴史的風土の保存」「遺跡と歴史的風土の活用」の3点から整理できる。

(1)遺跡の発掘と保存・整備

飛鳥遺跡の発掘は、元禄 15 年 (1702 年)、当時の平田村から鬼形の石造物「猿石」が掘り出されたことに始まる。その後も明治期にかけていくつかの遺物の出土をみたが、発掘調査を行うには至らなかった。

飛鳥遺跡の発掘調査は、大正3 年(1914年)、当時の奈良女子高 等師範学校の佐藤小吉らによる牽 牛子塚古墳の調査に始まる。その 後、戦前までの発掘調査は、大学 や国の機関などが主体となって実 施してきた。戦後になると、一部 日本考古学協会や大学などが主体 となる調査もみられたが、その大 半は国の機関である奈良文化財研 究所(以下、「奈文研」という)、 県の機関である橿原考古学研究所 (以下、「橿考研」という)、明日香 村のいずれかが主体となり、大学 などと連携しながら調査を実施す る体制がとられてきた。

平成 25 年 (2013 年) 9 月現在 の発掘調査の実施状況は、合計で 約 23.4ha であり、これは村全域の 約 1.7%にあたる。調査機関別では、奈文研が約 11.7ha と最も多く、 橿考研が約 5.3ha、明日香村が約 6.4ha である。

これらの発掘調査には、古くから地元の住民が発掘作業員や情報

調査年	主な発掘調査	奈文研	HI 18 DU	調査主体 明日香村	その他
元禄 15 年 (1702)	欽明天皇陵の南側で狼石 4 体出土	派又明	個考研	明日智刊	ての他
明治11年 (1879)	古宮土墳で金銅製四環産出土				
明治 35 年 (1902) 大正 3 年 (1914)	字「石神」より須弥山石出土、翌年に石人像出土				/#-##.14-9
大正3年 (1914) 大正5年 (1916)	牽牛子塚古墳で七宝亀甲形座金具など出土 飛鳥川の東岸で出水し酒船石出土				(佐藤小吉)
大正10年 (1921)	牽牛子塚古墳の発掘				(上田三平)
大正14年 (1925)	川原寺跡の発掘				内務省
昭和3年 (1928) 昭和4年 (1929)	定林寺跡の発掘 石神遺跡の調査				(石田茂作) (末永雅雄)
昭和8年 (1933)	石舞台古墳の調査				京都大学
昭和10年 (1935)	石舞台古墳の調査				京都大学
昭和11年 (1936) 昭和28年 (1953)	石神遺跡の調査			0	(石田茂作他)
昭和126年 (1953)	飛鳥寺瓦窯跡の調査 橘寺跡の調査				(石田茂作)
	定林寺跡の調査				日本考古学協会
昭和31年 (1956)	飛鳥寺跡の調査	0			
昭和32年 (1957)	川原寺跡の中門他の調査 豊浦寺跡の金堂の調査	0			奈良県
昭和34年 (1959)	伝飛鳥板蓋宮跡の調査	0			7.LX
昭和35年 (1960)	飛鳥京跡の調査		0		
昭和42年 (1967) 昭和45年 (1970)	都塚古墳の測量・調査 小製田宮推定地の調査など	0		0	関西大学
昭和 47 年 (1972)	飛鳥水落遺跡調査	0			
	高松塚古墳の調査		0	0	
miles to be (1000)	協宮跡伝承地の調査		0		
昭和48年 (1973) 昭和49年 (1974)	紀寺跡の調査 大官大寺跡の調査	0	0		
414437 (1374)	中尾山古墳の調査		0	0	
	川原寺裏山遺跡の調査		0	0	関西大学
昭和50年 (1975) 昭和51年 (1976)	石舞台古墳の調査 飛鳥稲淵宮殿跡の調査	0			
昭和151年 (1976)	飛鳥京跡の調査	0	0		
昭和52年 (1977)	定林寺跡の調査	0			
	飛鳥京跡調査		0		
昭和54年 (1979)	牽牛子塚古墳、マルコ山古墳の調査 檜限寺跡の調査	0		0	
昭和55年 (1980)	石神遺跡の調査	Ö			
	飛鳥京跡の調査		0		
昭和56年 (1981) 昭和57年 (1982)	飛鳥水落遺跡の調査 山田寺跡の調査	0			
昭和58年 (1983)	東橋遺跡の調査		0	-	
	キトラ古墳の調査				飛鳥京顕彰会、NHK
昭和60年 (1985)	豊浦寺跡の調査 飛鳥京跡の調査	0	0		
昭和61年 (1986)	平田キタガワ遺跡の調査		0		
昭和62年 (1987)	雷丘東方遺跡の調査			0	
平成元年 (1989)	奥山久米寺の調査	ŏ			
平成2年 (1990) 平成3年 (1991)	坂田寺跡の調査 背丘北方遺跡の調査	0		l	
(1001)	飛鳥池遺跡の調査	0		0	
平成4年 (1992)	酒船石遺跡の調査			0	
平成5年 (1993) 平成6年 (1994)	飛鳥寺南方遺跡の調査 甘福丘東麓遺跡の調査	8		-	
平成8年 (1996)	カナヅカ古墳の調査			0	
	川原下ノ茶屋遺跡の調査			0	
平成9年 (1997)	飛鳥池遺跡の調査 キトラ古墳の調査	0		0	
平成 10 年 (1998)	飛鳥池遺跡の調査	0		-~-	
	キトラ古墳の調査			0	
平成 11 年 (1999)	飛鳥京跡苑池遺構の調査		0	 	
平成 12 年 (2000)	飛鳥東垣内遺跡の調査 酒船石遺跡の調査			0	
平成 13 年 (2001)	キトラ古墳の調査		**	Ö	
平成14年 (2002)	キトラ古墳の調査				文化庁
平成15年 (2003) 平成16年 (2004)	酒船石遺跡の調査 飛鳥京跡の調査		0	0	
112 10 - (2004)	マルコ山古墳、島庄遺跡の調査			0	
平成 17 年 (2005)	高松塚古墳の調査				文化庁
平成18年 (2006)	カヅマヤマ古墳の調査 甘樫丘東麓遺跡の調査	0		0	
1-1X 10 TF (2000)	竹田遺跡の調査		<u> </u>	0	
平成19年 (2007)	真弓鑵子塚古墳の調査			ŏ	
平成 20 年 (2008)	高松塚古墳、石神遺跡の調査	0		\vdash	
平成 21 年 (2009)	飛鳥寺西方遺跡の調査 檜隈遺跡群の調査	0	0	8	
	甘樫丘東麓道跡の調査	0			
平成 22 年 (2010)	飛鳥京跡苑池遺構の調査		0		
平成 23 年 (2011)	牽牛子塚古墳の調査 飛鳥水落遺跡の調査	0		0	
IM 254 (2011)	飛鳥京跡苑池遺構の調査		0		
平成 24 年 (2012)	飛鳥寺西方遺跡の調査			0	

Table 1 明日香村における主な発掘調査の経緯と調査主体

提供者として参加してきた⁽¹⁾。発掘調査の対象となる土地には、農地をはじめとした民有地も多く含まれることから、農業収入の代替として発掘調査に参加したことは伺われるが、元来、農業を生業の基盤とした地域であることから、発掘調査自体を生活の糧とする人々はいない。現在、明日香村では、「明日香まるごと博物館構想」のもとに、文化財産業興しの一環として、発掘調査作業員を村の広報等で募集し、住民の雇用の場を創出する取組を実施している。明日香村企画政策課職員によると、定年退職後の高齢者による小銭稼ぎや趣味的な参加が多くを占めているという。

一方、飛鳥遺跡の保存・整備は、大正3年(1914年)、当時の阪合村による牽牛子塚古墳の保存工事に始まり、昭和11年(1936年)には、中尾山古墳の保存工事が実施された。これらの工事は、石室の保存を目的とした排水溝工事であり、遺跡の保存の観点からのみの工事であった。

これに対し、昭和12年(1937年)の奈良県による石舞台古墳の整備工事は、古墳の保存に加え、 古墳の土地を買収し、復原整備によって古墳への理解を深めようとしたものであった。第二次大戦の戦 局の悪化のために整備の完了は戦後となるが、その目的が単に古墳の保存だけでないことは注目され、 全国の遺跡整備の先駆的なものとなった。また、昭和47年(1972年)の文化庁による川原寺跡の環 境整備においては、基壇の復原や礎石の露出展示、伽藍配置の復原などが行われ、その手法は後に全国 各地でみられる寺院跡の整備の模範となっている。

昭和49年(1974年)以降は、国により周辺環境と一体となった大規模な保存・整備が行われている国営公園⁽²⁾内の遺跡を除き、明日香村が主体となって事業ごとの整備委員会を設け、中尾山古墳、牽牛子塚古墳、岩屋山古墳、飛鳥水落遺跡、マルコ山古墳、奥山久米寺跡などの遺跡の整備を実施してきた。そして、平成12年(2000年)2月に酒船石の北方で発見された亀形石造物は、酒船石と一体として史跡に追加指定され、酒船石遺跡として整備が行われた。ここでは、歴史的風土の創造的活用及び「明日香まるごと博物館構想」の理念のもとに、発見時の亀形石槽や石階段などを保存処理し、実物を見学できるように整備されている。

平成17年(2005年)3月、明日香村は、「明日香村保存管理計画(文化財保存管理マスタープラン)」を策定し、「文化財保存区域」「文化財優先区域」「文化財配慮区域」の区域区分などを設定し、村内に数多く分布する遺跡の総合的かつ計画的な発掘及び保存・整備の推進を図っている。

(2) 歴史的風土の保存

飛鳥遺跡の保存手法の大きな特徴のひとつが、「歴史的風土」の保存である。「歴史的風土」とは、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下、「古都保存法」という)第2条第2項において「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」と定義される概念である。つまり、明日香村では、遺跡とその周辺の自然環境の一体的な保存が図られている。

古都保存法は、昭和30年代半ばに始まる高度経済成長を背景とした人口と産業の大都市への集中に伴う



Photo 1 伝飛鳥板蓋宮跡と周辺の農地や山林が 織りなす歴史的風土

無秩序な市街地の拡大が大都市周辺地域にも及んできたなかで、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する都市における歴史的風土を開発から守るために、昭和41年(1966年)に議員立法により制定された法律である。

同法に基づき、現在、明日香村をはじめ、京都市、 奈良市、鎌倉市、橿原市、桜井市、天理市、斑鳩町、 大津市、逗子市の10都市が古都に位置づけられ、歴 史的風土の保存が図られている。古都保存法による歴 史的風土の保存手法は、歴史的風土保存区域及び歴史 的風土特別保存地区の指定と都市計画法に基づく風致



Photo 2 地下の遺跡の上に営まれる農業を 中心とした生活風景

地区の指定などの制度を併用し、それらの区域における土地利用の規制や建築物等の形態・意匠・色彩などの規制を行うものである。特に歴史的風土特別保存地区では、建築物の建築行為や開発行為などを許可制によって厳しく規制し、許可に違反した場合の原状回復命令や許可が受けられないため損失を受けた場合の損失補償や土地の買入れ、固定資産税の減免措置など、歴史的風土を凍結的に保存するための徹底した規制と支援による制度となっている。また、土地の買入れは府県が行ない、国がその費用の一部を負担することとなっており、国や府県が積極的に関与する形で歴史的風土の保存が図られている。

明日香村は、昭和 41 年(1966 年)7月に古都に指定され、その後、昭和 42 年(1967 年)12月に歴史的風土保存区域、昭和 44 年(1969年)2月に「飛鳥宮跡地区及び石舞台地区」の歴史的風土特別保存地区が指定された。その後、昭和 46 年(1971年)4月の歴史的風土保存区域の拡大、同年10月の歴史的風土特別保存地区の拡大をみたが、なかでも昭和55年(1980年)12月の歴史的風土特別保存地区の全村拡大は、明日香村がその他の古都と一線を画し、歩みを異にしていくきっかけとなった。

明日香村における歴史的風土特別保存地区の全村拡大の動きは、東洋医学研究家の御井敬三氏による「声の直訴状」⁽³⁾ をはじめ、多くの学者や文化人による飛鳥遺跡の重要性や保存の必要性のうったえを背景に展開してきた。学者や文化人らによるうったえを受けて、国では、昭和45年(1970年)より、首相をはじめ各省庁の担当官が視察を行い、「飛鳥古京を守る議員連盟」が組織されるなど、多くの国会議員からも飛鳥地域を開発の波から守ろうとする動きが高まった。そして、昭和45年(1970年)5月には県に

昭和42年(1967) 1	1月 7月 12月	古都保存法の制定 古都保存法に基づく古都に指定
昭和42年(1967) 1	7月	土毎旧去決に甘みノ土甸に化ウ
	12月	白御保仔伝に基づく白御に指定
昭和43年(1968) 1		歴史的風土保存区域(約 391ha)の指定
	1月	天理市、枢原市、桜井市及び奈良県髙市郡明日香村 歴史的風土保存計画の決定
4	4月	明日香村歴史的風土保存区域と同一区域約 391ha の明日香風致地区への指定
昭和44年(1969) 2	2月	飛鳥宮跡地区及び石舞台地区の歴史的風土保存特別 地区(約 60ha)への指定
昭和45年(1970) 2	2月	御井敬三氏による「声の直訴状」
7	2月~	各省庁の担当官らの視察が相次ぐ
	4月	「飛鳥・藤原長期総合計画」の決定
Ţ	5月	「飛鳥古京を守る議員連盟」設立
	6月	明日香風致地区の種別の指定
		佐藤首相らの明日香村視察
-	12月	「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存
ı	12月	等に関する方策について」の閣議決定
		都市計画法により大和都市計画区域及び市街化区
		域・市街化調整区域を決定
昭和46年(1971) 4	4月	歴史的風土保存区域の拡張(527ha)
8	8月	明日香風致地区の追加指定(1,254ha) 明日香風致地区の種別の変更
7	10月	歴史的風土特別保存地区の拡張(42ha)
昭和47年(1972)	12月	用途地域の指定
	12月	髙度地区の指定
	5月	福田首相らの明日香村視察
	9月	市街化区域の拡張(約 11ha)と用途地域の指定
	11月	高度地区の拡張
昭和55年(1980)	12月	第1種歷史的風土保存地区及び第2種歷史的風土保 存地区の指定(歷史的風土特別保存地区の全村拡大)
		風致地区の拡張と種別・区域の変更
昭和56年(1981) 2	2月	第一次明日香村整備計画の策定
昭和60年(1985) 3	3月	明日香村整備基金造成完了
昭和62年(1987)	12月	高度地区の廃止
	9月	第二次明日香村整備計画の策定
		歴史的風土審議会答申「明日香村における歴史的風
平成11年(1999) 3	3月	土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるた
平成11年(1999)	3 73	めの方策について」
		明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の創設
	9月	第三次明日香村整備計画の策定
平成13年(2001) 4	4月	風致地区の種別の大幅変更
` ` [5月	特別用途地区の指定
	7月	第四次明日香村整備計画の策定
	3月	明日香村景観計画の策定

Table 2 明日香村における歴史的風土の保存の経緯の概要

より「飛鳥・藤原長期総合保存開発構想」が国に提出され、同年 12 月には「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」が閣議決定された。この閣議決定は、歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区・風致地区の拡張、市街化区域・市街化調整区域の線引きの早急な実施、主要な遺跡の発掘調査の推進と史跡の指定、主要な史跡の整備と必要な土地の買上げからなる「保存等の措置」と、住民生活の向上と歴史的風土及び文化財の保存・活用に資するための道路、河川、歴史資料館、公園、宿泊所研修施設、ごみ処理場、駐車場、周遊道路、総合案内施設の整備、歴史的風土及び文化財の保存と住民生活の向上を図るための財団法人の設立からなる「環境の整備」を柱としている。そして、「保存等の措置」に係る事業には、昭和 45 年~昭和 52 年(1970-1977 年)の 8 年間で総額 82 億円余が投入された。

一方、住民のための「環境の整備」に係る事業は、総額 6,000 万円余にとどまり、十分な措置が講ぜられてこなかった。歴史的風土特別保存地区の指定は、地区内での行為を厳しく規制することにより歴史的風土を凍結的に保存するものであったため、生活や産業、村の発展を妨げるものとして捉えられ、当初より住民による反発がみられたが、この措置の不十分さは、国に対する不信感や保存のための規制に対する住民の反感をより一層強めるものとなった。さらに、これに追い討ちをかけたのが、学者らが提唱する保存手法であった。そのなかには、「耕耘機を使わずに牛や馬での農耕を続ける」、「村の出入り口に関所を設け入村料を取ってこれを財源とする」など、住民の生活や心情(4)をなおざりにしたものもみられたことから、住民たちは強く反発し、明日香村の歴史的風土の保存はマスコミ等も取り上げる大きな議論となっていった。その後、国や県、村と住民とが幾度となく意見交換を行い、最終的には、昭和55年(1980年)5月に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」(以下、「明日香法」という。)が制定され、同法に基づく、様々な措置のもとに住民も納得し、昭和55年(1980年)12月に歴史的風土特別保存地区の全村拡大が適用されることとなった。

明日香法は、歴史的風土の保存をより一層適切に行うための古都保存法の特例を定める部分と、住民生活の安定を図るために国等が講ずべき特別の措置を定める部分とから構成されている。前者に基づいて、村全域を対象とした「明日香村歴史的風土保存計画」が策定され、歴史的風土特別保存地区を第一種歴史的風土保存地区と第二種歴史的風土保存地区に区分し、各地区に応じた建築行為や開発行為等の厳しい規制が行われている。また、後者については、「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画」(明日香村整備計画)が策定され、住民生活の安定のための各種事業の計画的な実施が図られるとともに、併せて国庫補助率のかさ上げ、明日香村整備基金の創設などが実施されている。明日香村整備基金としては、昭和55年度から昭和59年度(1980-1984年度)までの5年間で合計31億4,000万円余が造成された。同基金は、次の事業にあてることとされており、昭和45年(1970年)からの保存対策で不十分であり、住民の不満をかった生活環境、基盤整備への配慮がみられた。

- ・住民が組織する大字管理組合等が歴史的風土保存を図るために行う活動に対する助成事業
- ・文化財の発掘調査事業(住宅等の建築における事前発掘調査により生ずる基礎費の一部負担)
- ・土地の形質の変更、または建築物その他の工作物を新築、増築または改築等をする場合において、 意匠・形態・色彩または材料等を歴史的風土に調和させるために必要な事業
- ・農林業の振興や農林家の経営安定のために行う事業で、歴史的風土の保存に関連して必要とされる もの
- ・前号に定めるもののほか、住民生活の安定向上を図り、または住民の利益を増進させるために行う 事業で、歴史的風土の保存に関連して必要とされるもの

その後、平成11年(1999年)の歴史的風土審議会答申「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策について」を受け、新たに「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」が創設され、村が行う次の事業を対象に、より一層の国の支援が図られてきている。

- ・歴史的風土を活用した歴史文化学習の場の整備に関する事業
- ・明日香村にふさわしい景観創出に関する事業
- ・歴史的風土を活用した地域産業振興に関する事業
- ・歴史的風土の保存についての国民啓発に関する事業

このように、明日香村の歴史的風土の保存は、政治家や学者、文化人などの主導で生まれた古都保存 法及び明日香法に基づく極めて厳しい規制の適用のもとに、その規制に対する補償措置として、基金や 交付金に基づく手厚い支援を行うことで住民の協力を得ながら展開してきたものである。

(3)遺跡と歴史的風土の活用

遺跡などの歴史文化資源を活用した観光振興とそこでの住民生活の両立は、多くのまちで課題とされてきている事項であり、明日香村も例外ではない。むしろ明日香村では、遺跡の国家的な重要性や注目度の高さ故に、特に顕著な課題としてあらわれ、飛鳥遺跡や歴史的風土の保存の枠組みを決定づける一要因にもなってきた。例えば、昭和45年(1970年)頃からみられる歴史的風土特別保存地区の全村拡大にあたっての論争や昭和47年(1972年)3月の高松塚古墳の壁画の発見などは、マスコミ等が競って取り上げたことにより、全国的な飛鳥ブームを引き起こし、多くの観光客が明日香村に押し寄せ、無断で田んぼに入って田んぼを踏み固め、弁当箱や空き瓶を放置するなど、多くの問題を生じさせた。そして、このことは古墳周辺の土地を保存する手法として、高松塚古墳の周辺地区など、国営公園としての整備を採用する一つの要因となっていったのである。

一方で、明日香村における遺跡や歴史的風土の活用は、平成11年(1999年)の歴史的風土審議会 答申「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策につい て」により飛躍的な展開をみせた。同答申では「明日香村の歴史的風土の重要な構成要素である自然的 人文的環境は、そこで暮らす人々が生き生きと暮らすことによって初めて成り立ちうるものである。し たがって、明日香村の歴史的風土を保存していくためには、住民生活の安定向上、地域産業の振興等地 域の活性化のための施策を幅広く展開していくべきであり、保存と利活用が両立できるよう、今後は明 日香村の歴史的風土を創造的に維持保全活用していくべきである。」と示されており、これまでの「凍 結的保存」から「創造的活用」へとその方向性がシフトしたのである。そして、この「創造的活用」を 象徴する構想が「明日香まるごと博物館構想」である。「明日香まるごと博物館構想」は、村全体をあ たかも屋根のない一つの博物館(オープンミュージアム)にみたてて、村全域に分布する文化財や美し い景観、豊かな自然、安全でおいしい農産物、住民の多様な活動を活かし、訪れる人をもてなす村づく りを目指す構想である。そして、同構想に基づき、「文化財産業興し」、「歴史文化を学べる観光地づく り」、「自然環境に優しい癒しの場づくり」、「美しい村づくり」に係る各種事業が展開されている。その 代表的な事業としては、飛鳥の歴史に関する情報発信・学習機能を兼ね備えた国営公園の整備や飛鳥 遺跡をつなぐ飛鳥周遊歩道の整備(Fig. 2)、歩行者の利用ルートのデータベース化による最適な経路案 内を行う「あすかナビ」のシステム構築などがあげられる。それらは、村内各地に分布する遺跡を情報 として、また空間としてつなぎあわせ、人々を飛鳥の地に引き寄せるストーリーづくりや来訪者が五感 で飛鳥を感じられるパッケージづくりにつながっている。

また、その他にも、飛鳥遺跡の整備の特徴である遺跡の実物展示や明日香村オリジナルの文化財を活用した商品のブランド化、さらには東京大学と連携した「バーチャル飛鳥京」(CGにより失われた文化財を現地で合成表示する)イベントの実施など、飛鳥遺跡の抱える観光の側面におけるデメリット(地下に埋もれて見えない)を補い、多くの観光客を呼び込む取組も進められている。

一方、住民においても、平成7年(1995年)には、稲渕大字が中心となって棚田ルネッサンス実行委員会を組織して、棚田オーナー制度による都市住民との交流を行ったり、平成16年(2004年)には「景観ボラ

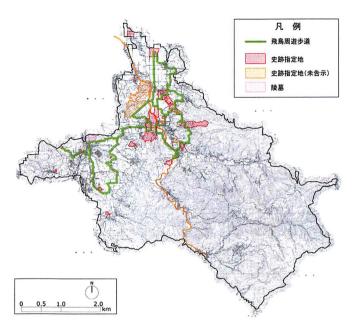


Fig. 2 飛鳥周遊歩道の整備状況

ンティア明日香」が発足し、地元住民と都市住民とが共同で竹林の伐採などの作業を行い、地元食材を 用いた食体験などの交流を行ったりしている。このように、近年では、同構想のもとに、一部住民によ る活発な取組もみられてきている。

4 飛鳥遺跡の保存・活用の特徴と課題

以上のように、飛鳥遺跡の保存・活用は、その遺跡の国家的な重要性のもとに、多くの学者や文化人が先導し、国や県、村が主体となり、住民は行政が実施する施策に協力するという体制のもとに進められてきたという特徴がみられる(Table 3)。そして、このような体制のもとに展開されてきた各種施策や手法は、わが国における歴史的環境の保存・活用手法のなかでも特例的な事例であるとともに、制度創設当時においては最も進んだ制度・手法でもあり (5)、そのもとに、飛鳥地域の遺跡や歴史的風土は良好に保存されてきた。

しかし、一方で、明日香法の制定から 30 年余が経過した現在、飛鳥遺跡の保存・活用には、様々な課題が生じてきている。遺跡の発掘調査における 3 主体(奈文研、橿考研、明日香村)の連携と計画的な調査の推進の必要性をはじめ、全国的にみられる少子高齢化の急速な進展と若年層の流出、産業の衰退による地域活力の低下など多岐にわたるが、なかでも国や県、村といった行政が主体となって保存・活用が実施してきたことによる弊害は、それらの課題の根底をなす特に重要な課題となっている。

平成 16 年(2004 年) に景観法が制定され、現在、全国の数多くの自治体において景観計画が策定されてきており、そのなかでは、住民自らが景観について考え、景観形成地区の指定や各種協定の締結などに至る地区も増えてきている。また、景観に限らずまちづくり協議会の設立をはじめ、様々な側面において住民が自らの居住環境を改善しようという取組が多くの地域でみられるようになってきた。

主体	遺跡の発掘・保存・整備	歴史的風土の保存	遺跡と歴史的風土の活用
行政	・戦後の発掘調査は、奈文研、橿考	・古都保存法、明日香法による規制、	・国による方針転換の閣議決定(凍
(国・県・村)	研、明日香村が主体となって実施。	土地の買入れに対する補助、明日	結的保存から創造的活用へ)
	・当初の保存・整備は、国や県が主	香村整備基金や明日香村歴史的風	・明日香まるごと博物館構想に基づ
	体となって実施。昭和 49 年(1974)	土創造的活用交付金による支援な	く各種収組の実施。(実物展示や体
	以降は明日香村が主体となって実	ど、国による積極的な関与。	験的歴史学習などによる史跡整備
	施。国営飛鳥・平城宮跡歴史公園	・県による風致地区規制や村景観計	や飛鳥周遊歩道の整備、「あすかナ
	としての保存・整備もみられる。	画による規制など。	ビ」の構築など)
住民	・発掘調査員や情報提供者として関	・新たな規制の追加に対する反発や	・一部住民における活動(棚田ルネ
	与。	意見陳述はみられるが受動的。	ッサンス実行委員会や景観ボラン
	・保存・整備に係わる機会は少ない。	・行政の決定した規制の運用への協	ティア明日香など)
	地元代表者等の遺跡の整備委員会	力。	
	への参加などはみられる。		
学者・文化人	・戦前の発掘調査を主体的に実施。	・歴史的風土の保存の必要性のうっ	・新たな活用手法の実践(東大によ
等	現在は奈文研、橿考研、明日香村	たえや各種保存手法の提案による	るバーチャル飛鳥京イベントな
	が実施する調査への協力。	法制定の牽引。	ど)。
	・遺跡の整備委員会への参加。		

Table 3 飛鳥遺跡の保存・活用と各主体の主要な関わりの整理

明日香村では、一部住民は、まちづくりや景観づくりなどに対して高い意識を持って取組を行っているものの、住民全体としてみると自主的なまちづくりに対する意識は低い。このことは、平成19年(2007年)の全戸アンケート調査⁽⁶⁾の「明日香村の文化財、景観を保存するには、どこが中心になるのが一番良いと思うか」という設問に対して、「国が責任を持って保存すべき」が52.0%と最も多く、「県や村が中心になって保存すべき」が27.4%と続き、行政主導での取組を継続する声が約8割を占めるという結果にもあらわれている。また、現在明日香村で進めている大字(集落)ごとの景観計画(大字景観計画)の作成のための地域住民との協議の場では、「新たな規制がかかるのであれば、まずどの程度の補助を予定しているのか説明すべき」や「バルコニーの設置を規制するのであれば、バルコニーを設置しない家にはどのくらいの補助をするのか」といった「補助がなければ話にならない」、「補助を受けられて当然」という考えに基づく意見が数多くあげられていることにもあらわれている。また、大字景観計画は大字自らが景観を向上するために計画を立案することを本来の趣旨としているものの、現在のところ、自ら策定に手を挙げる大字はみられない。さらに、大字住民からは「まずは村が素案を作成し、大字に協力を呼びかけるのが当然である」という意見も出されており、住民自らが動こうという意識が低いことが伺われる「。

一方で、明日香村の住民が村に対して誇りや愛着をもっていないのかというとそうではない。平成19年(2007年)の全戸アンケート調査⁽⁶⁾では、「今後も明日香村に住み続けたい」と思う人は50.1%、「どちらかというと住み続けたい」と思う人は33.2%と、8割以上の住民が今後も明日香村への定住意向を示している。また、「明日香村のどのようなところに最も誇り(または魅力)を感じるか」という設問に対しては、「わが国で初めて律令制国家が形成された時代の政治文化の中心であり、現在でも重要な遺跡が数多く存在しているところ」が38.9%と最も多く、「万葉集に詠われた由緒ある風景が残り、四季折々の美しさを感じられる田園風景があるところ」が24.8%と続いている。

このように、明日香村では、住民は自らの地域が有する歴史・文化の資源を高く評価し、地域に対する誇りや愛着はもっているものの、古くからの行政主導と手厚い補助制度のもとに、「行政任せ」「補助金漬け」の体質がつくりあげられてしまい、そこから抜け出すことができないのが現状である。

遺跡の発掘や保存・整備、またその活用に向けた様々な施設整備などは、専門的な知識を要する側面も多く、行政等が主導しなければならないのは当然である。しかし、地域の資源を活かしたまちづくりは、住民自らが動かなくては成功しないし、継続しない。これらが両輪としてうまく噛み合い、前進していくことが不可欠である。そのためにも、「明日香まるごと博物館構想」のもとに、これまでの体質を改善していく取組を根気強く進めるとともに、どこまでの支援をし、どこで支援をとどめるか、そのバランスを見計らっていくことが、現在の明日香村における重要な課題となっているといえる。

5 サッカラ村が明日香村から学ぶこと

明日香村とサッカラ村の臨遺跡集落としての相違は、明日香村が「共遺跡集落」ともいえる遺跡の上にある集落であるのに対し、サッカラ村は遺跡のエリアと集落のエリアが明確に分かれており、むしろサッカラ村に隣接する古代王朝の遺跡の上に形成された集落ミート・ラヒーナが類似する臨遺跡集落といえる。しかし、臨遺跡集落として考えるべき項目を以下に記す。

- 1)明日香村が遺跡と集落を一体的景観としてとらえ、その歴史性の復元景観ではなく、「創造的活用」として現在の景観として保全する意味は大きい。サッカラ村は遺跡と共に 4000 年前からある集落と言われている。ナイル川氾濫原に位置する小山のような集落の形態を残すサッカラ村も含めて、歴史性のある景観と位置づけることができる。集落の景観、その周辺の緑の農地、ナツメヤシの林も古代遺跡サッカラと共にある重要な景観要素である。
- 2)明日香村では、遺跡の修復・保存を進める一方、「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画」を策定したことにより、遺跡保存に偏重した政策とならないことが遺跡と共に生きるまちの基本的な考え方となっている。この計画により行政からさまざまな場面で手が差し伸べられたことが、現在の依存型ともいえる住民意識を生んだことは現在の課題となっているが、サッカラ村の現状を振り返ると重要な視点である。サッカラ村では、観光客と村とが切り離された状態にあるが、サッカラ遺跡と一体として観光客を受け入れることにより、サッカラ村の生活環境や産業基盤の再編を図ることに、国の支援を求めることはできないだろうか。現在サッカラ村の産業基盤は大きく変わろうとしている。旧集落の空洞化も問題である。歴史的集落であるサッカラ村の生活環境、産業基盤の整備計画の策定は急務である。

補注

- (1)「飛鳥・藤原宮発掘調査 I」(奈良国立文化財研究所,昭和51年3月)には、昭和44~46年にかけて実施された小墾田宮推定地・豊浦寺調査では、豊浦の地元の住民が発掘調査に参加していた記録がみられるなど、各遺跡の発掘調査報告書において地元住民の発掘調査への参加の記録がみられる。
- (2) 現在明日香村には、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園として、祝戸地区 (7.4ha)、石舞台地区 (4.5ha)、高松塚周辺地区 (9.1ha)、甘樫丘地区 (25.1ha)、キトラ古墳周辺地区 (13.6ha:未開園・整備中)の合計 5 地区 (59.7ha) が都市計画決定されている。これは、明日香村の面積の約 2.5%にあたる。
- (3) 昭和 45 年 (1970 年) 2 月、明日香古京の保存の重要性や「明日香古京法」といった新たな法律の制定による住民の暮らしを保護する必要性、住民が誇りをもってこの村に住めるようにしなければならないこと、などを訴えようと、自らの思いをテープに吹き込み、松下幸之助氏(当時の松下電器会長)に託し「声の直訴状」として佐藤首相に送られた。
- (4)「観光客が入村料を払ってオレたちを見物に来る、動物園のサルと同じか」といった意見もみられた。 (『続明日香村史 下巻』より)
- (5)「許可制と届出制という段階的な行為の制限による適正な緑地保全」や「行為制限に伴う損失補償と土地の買入制度」といった古都保存法に基づく緑地保全の枠組みは、首都圏近郊緑地保全法、都市緑地法等の制定に影響を与え、これらの手法は全国的な緑地保全制度に適用されている。
- (6)「第 4 次明日香村総合計画策定のための住民アンケート調査」(明日香村実施)に基づく。なお、調査実施期間は平成 19 年 6 月 28 日(広報発送) \sim 7 月 17 日で、配布総数は 2,130 通、回収数は 573 通(回収率 26.9%)である。
- (7)「平成23年度明日香村景観計画推進業務報告書」(明日香村地域づくり課・株式会社スペースビジョン研究所、平成24年3月)及び「平成24年度明日香村景観計画推進業務報告書」(明日香村企画政策課・株式会社スペースビジョン研究所、平成25年3月)による。

参考文献

- ·明日香村、『続明日香村史 下巻』、2006年。
- ・吉兼秀夫、「明日香村におけるヘリテージ・ツーリズム」、『国立民族学博物館調査報告 No.21 ヘリテージ・ツーリズムの総合的研究』、2001 年。

本研究は、「文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業(平成 25 年度~平成 29 年度)」によって行われた。